

議案第 66 号

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成6年桐生市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9項及び」を「第8項、第142条第11項及び」に、「及び法第143条第1項第5号」を「、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)」に改める。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条の次に次の4条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条の2 候補者は、第6条の5に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第6条の3 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第6条の4 桐生市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合にあっては、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に、「対して」を「対し」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 66 号 桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

公職選挙法の一部改正により、平成 31 年 3 月 1 日以後に告示される市議会議員の選挙から選挙運動用ビラの頒布ができるようになるため、ビラ作成に関する公営の規定を設けるとともに、同法施行令の一部改正に準じ、公営に係る費用の限度額を引き上げようとするものです。